

第 6 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 6 年 6 月 2 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 1 時 0 0 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	須賀推進委員、大木推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 2 3 号 非農地承認申請について 議案第 2 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 2 6 号 竹原市農地賃借料情報の提供について 議案第 2 7 号 竹原市農地法事務処理ガイドラインの変更について 報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番宮崎委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第23号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は畑、面積は1,626㎡です。 父が亡くなった平成14年頃より耕作しなくなり、現在山林状態になっています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は竹原高校から南西へ約200m付近にあります。 現地確認時、既に山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番から3番については、関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は畑、面積は39㎡です。 2番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも畑、面積は計1,612㎡です。 3番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は畑、面積は651㎡です。 1番、2番及び3番の農地を一体的に活用し、雨水排水用水路の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 1.3 km 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請 について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、竹原町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 109 m ² です。 隣接する〇〇の進入路及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移 転するものです。隣接する〇〇の土地の一部 (199.61 m ²) と一体的に利用する ものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原高校から南西へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、中央三丁目〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 167.47 m ² です。 近隣にある事務所及び自己住宅の駐車場の用途で利用することに伴い、所有 権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から東へ約 50m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 26 号「竹原市農地賃借料情報の提供について」事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の 4 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 農地法第 52 条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。 情報の提供にあたっては、農地法運用通知第 5 において、提供する区分の決定等について、形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされており、農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し、広く公表することとされているため、農業委員会のホームページにおいて公表するものです。 一覧表では、地区ごとに令和 5 年 1 月から 12 月までに公告された賃貸借における 10a 当たりの賃借料の平均を示しています。金額は、算出結果の十の位を四捨五入して 100 円単位で示しています。 この賃借料情報は、実勢の集計値をあくまで参考として提供するものであり、本市ではサンプル数も少ないため、実際の賃借にあたっては、当事者間で協議を行うことが必要となります。事務局の説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、議案第 27 号「農地法関係事務処理ガイドラインの変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、別紙「令和 6 年度農地法関係事務処理ガイドライン（概要）」、「農地法関係事務処理ガイドライン」及び「第 2 部 農地法等に基づく

	処分に係る審査基準等について」をご覧ください。 詳しくは事務局から説明をいたします。 《農地法事務処理ガイドライン（概要）について説明》 詳細については、「農地法関係事務処理ガイドライン」及び「第2部 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について」をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」との声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」との声あり
議 長	続きまして、日程第6、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の5～11ページをご覧ください。 令和6年5月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は9件、筆数は田40筆、畑51筆の計91筆、 面積は33,588.44㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の5～11ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和6年第6回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月28日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之